

平成30年3月
平成30年第1回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	5
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	9
報告第 4号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	13
議案第 1号	平成30年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 2号	平成30年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 3号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 4号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 5号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 6号	平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算	別冊
議案第 7号	平成30年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 8号	平成30年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第10号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第11号	平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第12号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	別冊
議案第13号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第2号）	別冊
議案第14号	平成29年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）	別冊

議案第15号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第16号	平成29年度栃木市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊
議案第17号	栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について	17
議案第18号	栃木市新斎場整備基金条例の制定について	21
議案第19号	栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	24
議案第20号	栃木市移住体験施設条例の制定について	46
議案第21号	栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	50
議案第22号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案第23号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	67
議案第24号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案第25号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	80
議案第26号	栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
議案第27号	栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案第28号	栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	87
議案第29号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める	

	条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第30号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	92
議案第31号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第32号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第33号	栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第34号	栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	118
議案第35号	栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定について	121
議案第36号	栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	123
議案第37号	栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	125
議案第38号	栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について	128
議案第39号	栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を	

	改正する条例の制定について	130
議案第40号	栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	135
議案第41号	栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	138
議案第42号	栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	140
議案第43号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	142
議案第44号	小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を 廃止する条例の制定について	146
議案第45号	栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定について	148
議案第46号	栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を 定める条例を廃止する条例の制定について	150
議案第47号	市道路線の認定について	152
議案第48号	市道路線の変更について	153
議案第49号	財産の取得について	155
議案第50号	指定管理者の指定について（栃木市総合運動公園）	156
議案第51号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	157
議案第52号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	158
議案第53号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	159
認定第1号	平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算の 認定について	160

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年12月26日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年3月27日、栃木市平井町地内において発生した公園管理に関する人身事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

埼玉県草加市地内居住者

2 損害賠償の額

63,030円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

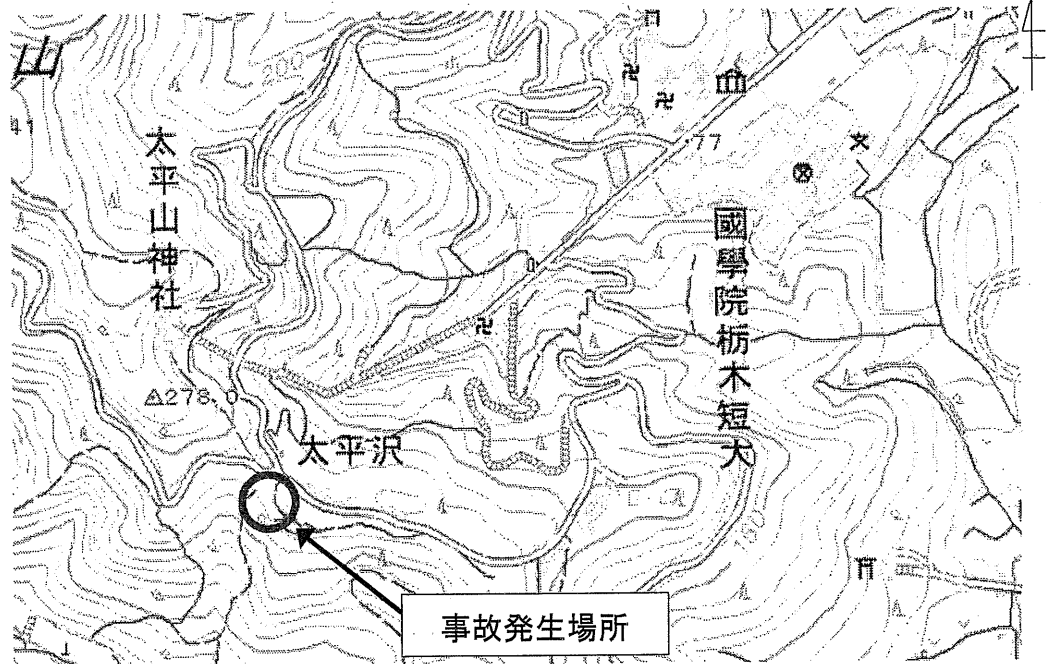
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めると。

2 以下略

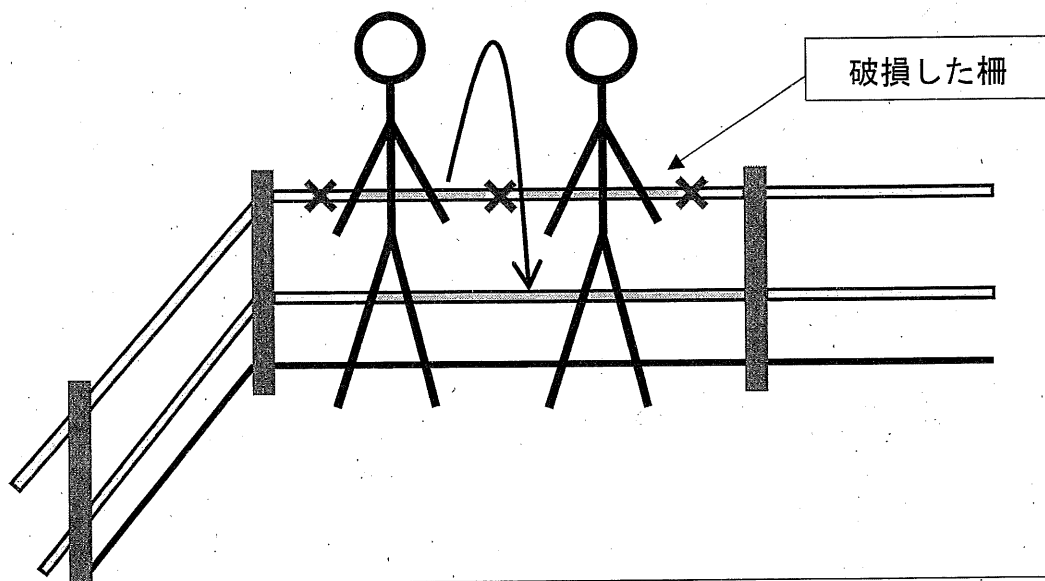
【事故発生場所】 栃木市平井町659-9 太平山謙信平



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<http://maps.gsi.go.jp/#16/36.360429/139.699144/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j010u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



擬木柵に寄りかかっていた際に、柵が破損したため下の園路に落下し、負傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年12月26日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年3月27日、栃木市平井町地内において発生した公園管理に関する人身事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

埼玉県草加市地内居住者

2 損害賠償の額

29,290円

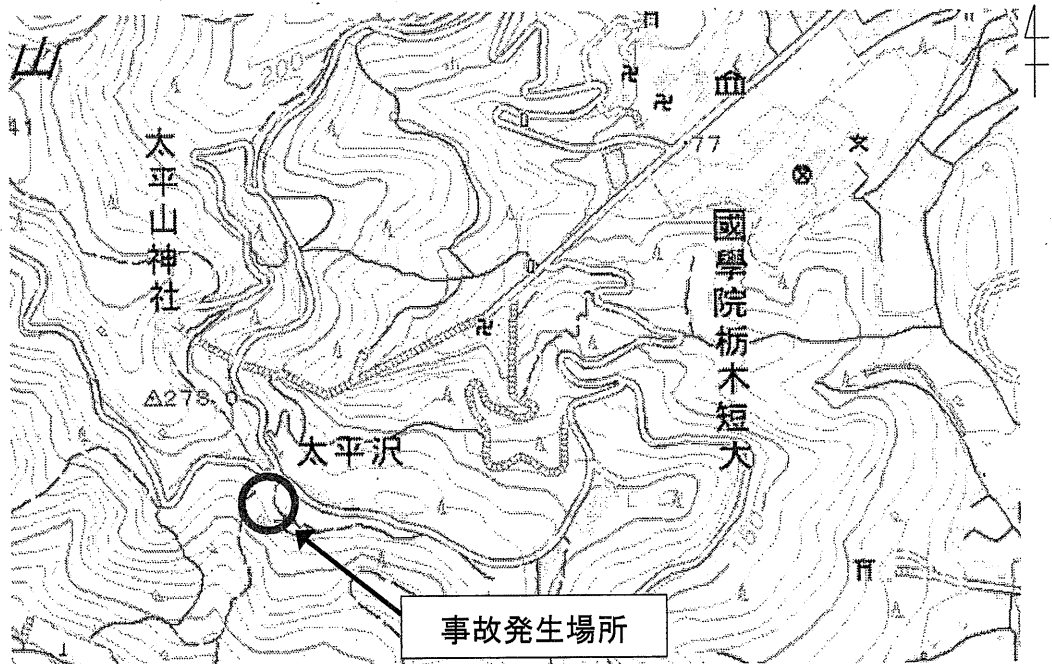
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

報告第 1 号と同じ。

【事故発生場所】 栃木市平井町659-9 太平山謙信平

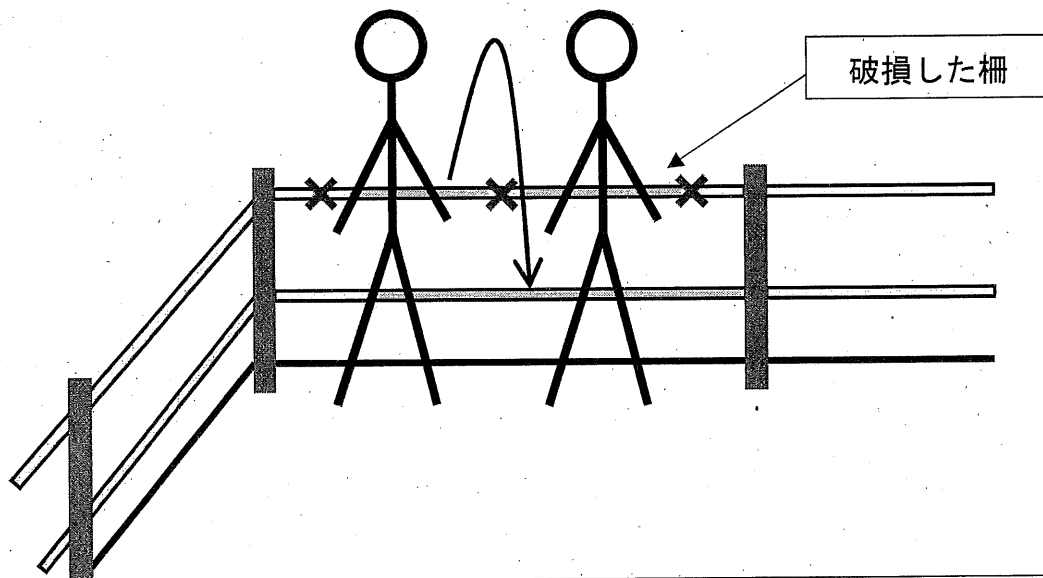


※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<http://maps.gsi.go.jp/#16/36.360429/139.699144/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j010u0t0z0r0f0>)

を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



擬木柵に寄りかかっていた際に、柵が破損したため下の園路に落下し、負傷した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年1月12日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年12月22日、栃木市入舟町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市小野口町地内居住者

2 損害賠償の額

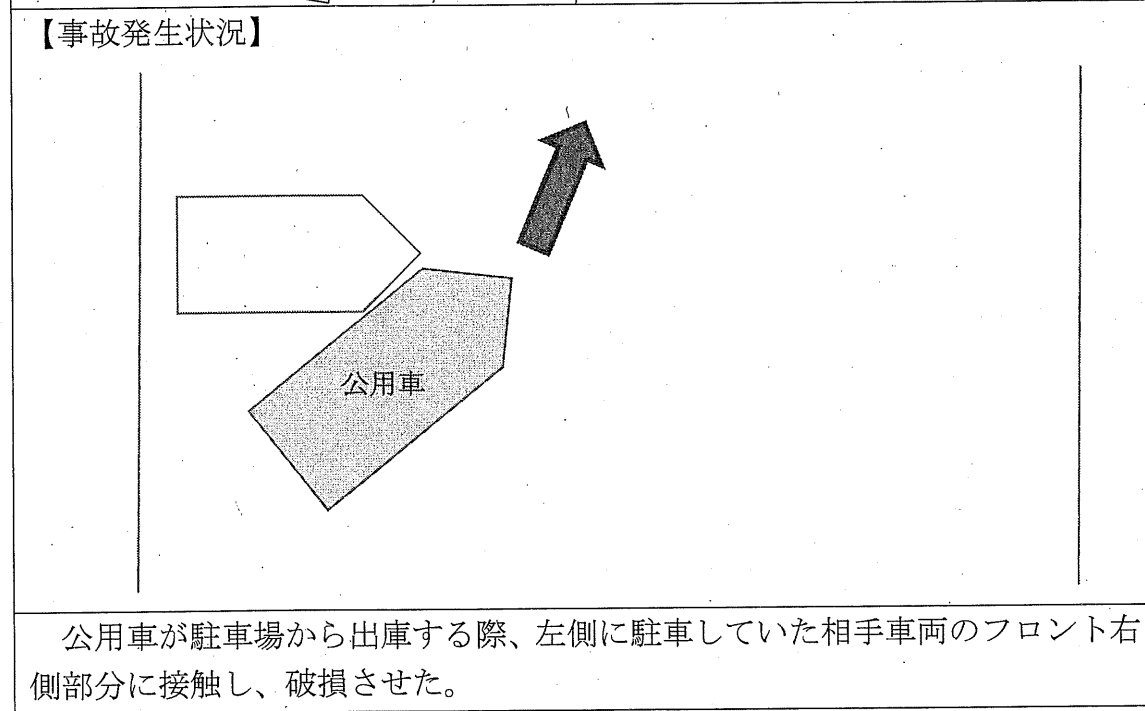
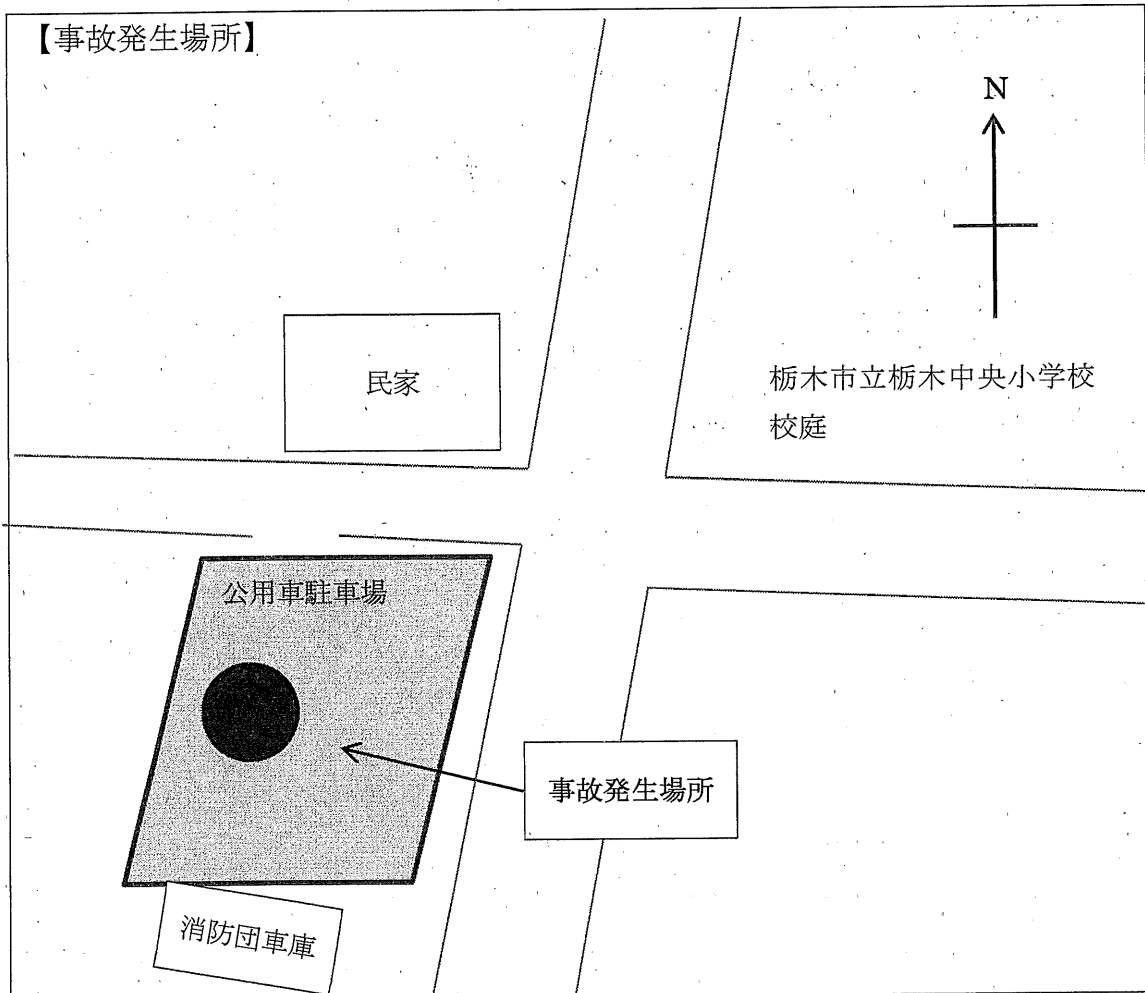
212,101円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

〔参照条文〕

報告第1号と同じ。



専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年1月16日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年10月25日、栃木市大町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大町地内居住者

2 損害賠償の額

159,840円

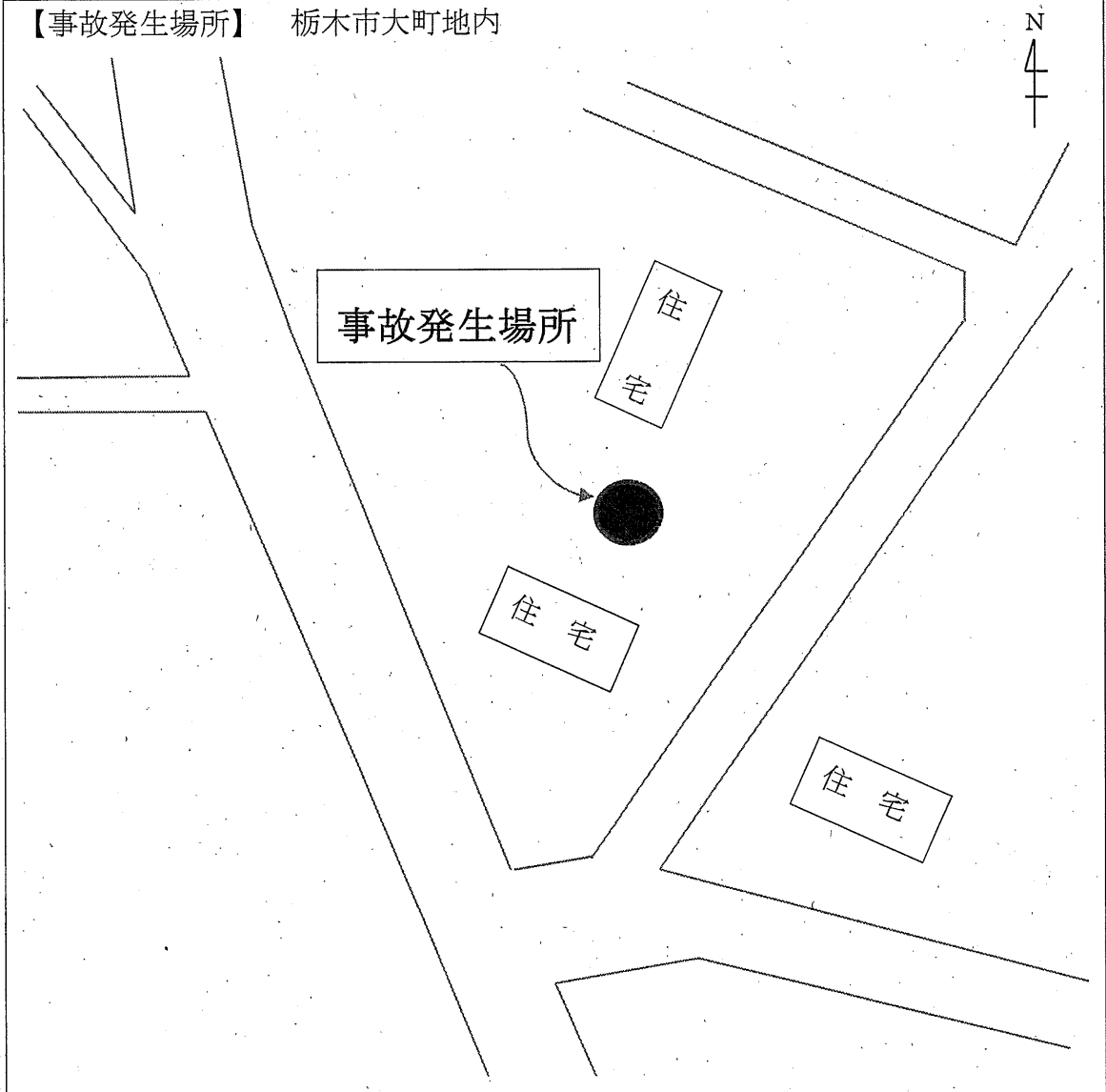
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

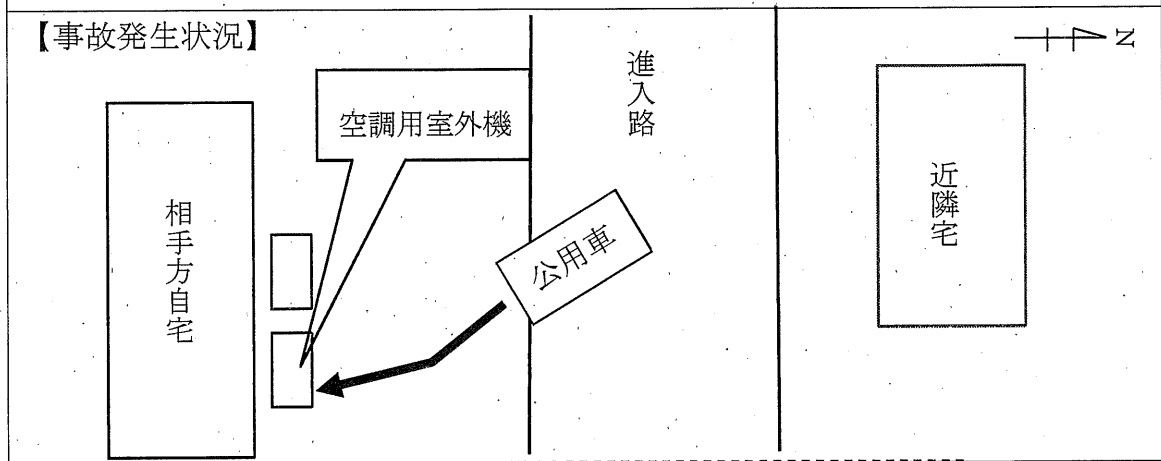
[参照条文]

報告第1号と同じ。

【事故発生場所】 栃木市大町地内



【事故発生状況】



公用車を相手方自宅の駐車場に駐車する際、空調用室外機に接触し、破損させた。

栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について

栃木市歴史的風致維持向上協議会条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市歴史的風致維持向上協議会条例

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、栃木市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた歴史的風致維持向上計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史的風致の維持及び向上に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第11条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開することが適切でないと認めるときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策部蔵の街課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4

条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成32年3月31日
日までとする。

栃木市新斎場整備基金条例の制定について

栃木市新斎場整備基金条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市新斎場整備基金条例

(設置)

第1条 新たな斎場を整備する経費の財源に充てるため、栃木市新斎場整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、指定の寄附金及び予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、斎場の整備に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の制定について

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉

サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、保険者、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第4条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

第2章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの（以下単に「介護支援専門員」という。）を置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すご

とに1とする。

(管理者)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明し、当該利用

者の理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に当該指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

(要介護認定の申請に係る協力)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護

支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者から支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際に利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）の額と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われな

ればならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供の方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、当該利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に当該利用者又はその家族に対して提供しなければならない。

- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて当該利用者が現に抱える問題点を明らかにし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、当該利用者及びその家族に対し面接の趣旨を十分に説明し、その理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料、サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催

により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対し説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を当該利用者及び当該担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第14号）第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて当該居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報

の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、当該利用者に面接すること。

イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、当該担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ 利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(17) 第3号から第12号までの規定は、第13号の規定による居宅サービス計画の変更について準用する。

(18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設、病院、診療所等から退院し、又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を保険者に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、当該利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行い、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分留意するものとし、当該利用者の心身の状況等

を勘案して特に必要と認められる場合を除き、当該短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね2分の1を超えないようにしなければならない。

(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を当該居宅サービス計画に記載しなければならない。

(26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、当該利用者の理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。

(28) 介護支援専門員は、利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受け

るに当たっては、その業務量等を勘案し、指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。

- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、会議から同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、保険者（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（同条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、保険者（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の指定居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者

からの申出があった場合は、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する保険者への通知)

第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第20条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令を行うものとする。

(運営規程)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供することができるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定居宅介護支援事業所には、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込

者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第28条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、その提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、保険者からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を当該保険者に報告しなければならない。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の

調査に協力するとともに、その提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、保険者、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、第1項に規定する場合であって、当該利用者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

ならない。

- (1) 第16条第13号の規定による指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
 - ア 居宅サービス計画
 - イ アセスメントの結果の記録
 - ウ 第16条第9号の規定によるサービス担当者会議の開催等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
- (3) 第19条の規定による保険者への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準

(準用)

第33条 第3条、第2章及び前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条第2

0号の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。

栃木市移住体験施設条例の制定について

栃木市移住体験施設条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市移住体験施設条例

(設置)

第1条 本市における生活体験を通して、移住を促進し、もって地域の活性化を図るため、移住体験施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 移住体験施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市万町移住体験施設	栃木市万町4番1号
栃木市入舟町移住体験施設	栃木市入舟町14番17号

(利用者の範囲)

第3条 移住体験施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市への移住又は二地域居住の体験のために一時的な滞在をする者
- (2) 本市における生活体験をする者
- (3) 地域の活性化を推進する活動を行う者
- (4) その他市長が必要と認める活動を行う者

(休館日)

第4条 移住体験施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の承認)

第5条 移住体験施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、移住体験施設の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(利用承認の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、移住体験施設の利用を承認しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、附属設備等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 移住体験施設の設置目的に反する利用がなされると認められるとき。
- (4) 移住体験施設の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第7条 移住体験施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用承認の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の承認を受けたとき。
- (3) 利用の承認の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その

責めを負わない。

(損害賠償)

第10条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 21 号

栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正
する条例の制定について

栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正する条例を
次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正
する条例

(栃木市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条」を「第25条」に、「第24条—第26条」を「第26条—第29条」に、「第27条—第31条」を「第30条—第33条」に、「第32条—第36条」を「第34条—第38条」に改める。

第2条第3号中「（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「であって、次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第9号を削り、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号中「、文書、図画、写真、フィルム、磁気テー

プその他これらに類するものに記録され」を削り、「用いる」を「利用する」に、「管理している」を「保有している」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録され」を削り、「用いる」を「利用する」に、「管理している」を「保有している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものを除く。

第2条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第5条中「次に掲げる個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条ただし書中「法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき又は栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるとき」を「次の各号のいずれか（特定個人情報にあつては、第1号）に該当するとき」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (2) 栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）

の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたとき。

第5条第3号及び第4号を削る。

第7条第2項第4号中「個人」を「人」に改め、同項第6号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第8条第1項第6号中「若しくは他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人」に改める。

第9条及び第10条を削り、第8条の3を第10条とし、第8条の2を第9条とする。

第15条各号列記以外の部分中「開示請求者」を「開示請求をした者（以

下「開示請求者」という。)」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第15条第4号を削り、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第15条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事

務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に阻害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第18条第4項第1号中「第8条の2」を「第9条」に改め、同項第2号中「第8条の3」を「第10条」に改める。

第19条第1項中「（以下「請求者」という。）」を削り、同項第1号中「請求者の氏名」を「氏名」に改め、同項第2号中「開示等」を「開示、訂正等」に改め、同条第2項中「請求者」を「開示、訂正等を請求しようとする者」に改める。

第21条第1項中「請求者」を「開示、訂正等を請求した者（以下「請求者」という。）」に改める。

第36条を第38条とする。

第35条中「第32条」を「第34条」に、「第33条」を「第35条」に改め、同条を第37条とする。

第34条を第36条とし、第33条を第35条とする。

第32条の前の見出しを削り、同条を第34条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第4章中第31条を第33条とし、第28条から第30条までを2条ずつ繰り下げる。

第27条を削る。

第3章中第26条を第29条とする。

第25条第1号中「次号において同じ」を「以下同じ」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

第25条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第28条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第24条を第26条とする。

第2章中第23条を第25条とし、第22条の2を第24条とする。

第22条第1項及び第4項中「前条第1項」を「第21条第1項」に改め、同条を第23条とする。

第21条の次に次の1条を加える。

(第三者の保護に関する手続)

第22条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、自己情報の開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であって、第15条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、自己情報を開示することの決定（以下「開示決定」という。）をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに個人情報の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(栃木市情報公開条例の一部改正)

第2条 栃木市情報公開条例（平成22年栃木市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」に改め、同号アからウまでを次のように改める。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めにより又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第6条第1号エ及びオを削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第6条第3号中「又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に、「国等との」を「国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人との」に改め、同条第4号中「内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間」を「並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」に、「、調査等（以下「審議等」という。）」を「又は協議」に、「当該審議等又は同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの」を「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方

独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第9条第1項中「(以下「請求者」という。)」を削り、同項第1号中「請求者の氏名」を「氏名」に改め、同条第3項中「請求者」を「情報の公開を請求しようとするもの」に改める。

第10条第1項中「も含む。第3項及び第13条第2項において同じ」を「を含む」に改め、同条第2項ただし書中「同一の請求者」を「同一の情報の公開を請求したもの(以下「請求者」という。)」に改め、同条第4項を削る。

第21条を第23条とし、第16条から第20条までを2条ずつ繰り下

げる。

第15条第2項中「第6条から第12条まで」を「第6条から第13条まで」に改め、同条を第17条とする。

第14条第3号中「第10条第4項」を「第11条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「前条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(第三者保護に関する手続)

第11条 情報の公開の請求に係る情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、情報の公開の決定（以下「公開決定」という。）をするときには、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該公開決定をした旨及びその理由並びに情報の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

附則第4項中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（栃木市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求から適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。
（栃木市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条の規定による改正後の栃木市情報公開条例の規定は、この条例の

施行の日以後になされた公開請求から適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

(栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 4 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成22年栃木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条第3項」を「第14条第3項」に、「第24条第2項」を「第26条第3項」に改め、同条第2号中「第5条ただし書」を「第5条第2号」に、「第8条第1項第7号、第9条ただし書及び第10条第2項」を「及び第8条第1項第7号」に改める。

議案第 22 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第24号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて。

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50）」の次に「、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）」を加える。

附則第33項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.575）」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
	43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
	44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
	45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
	46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
	47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
	48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
	49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
	50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
	51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
	52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
	53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200		

55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200				
95		294,800	342,700				
96		295,200	343,100				
97		295,400	343,200				
98		295,700	343,700				
99		296,100	344,100				
100		296,500	344,400				
101		296,700	344,700				
102		297,000	345,100				
103		297,400	345,500				
104		297,700	345,900				
105		297,900	346,400				
106		298,200	346,800				
107		298,600	347,200				
108		298,900	347,600				
109		299,100	348,100				
110		299,500	348,500				
111		299,900	348,800				
112		300,200	349,100				
113		300,300	349,600				

	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400
29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700	

30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400
31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100
32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700
33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100
34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800
35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500
36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100
37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500
38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200
39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900
40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600
41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000
42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600
43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300
44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900
45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700
46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400
47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	
86	291,700	312,500	339,200	379,500	412,900	423,100		
87	292,600	313,800	340,700	380,000	413,200	423,400		
88	293,800	315,300	342,200	380,600	413,500	423,600		

89	294,800	316,800	343,500	381,200	413,800	423,800		
90	296,000	318,300	344,700	381,800	414,200	424,100		
91	297,100	319,700	346,000	382,400	414,600	424,400		
92	298,300	321,200	347,300	383,000	415,000	424,600		
93	298,900	322,500	348,700	383,300	415,300	424,800		
94	300,200	323,800	350,200	383,800				
95	301,300	325,200	351,700	384,400				
96	302,600	326,500	353,200	384,900				
97	303,700	327,700	354,500	385,300				
98	304,900	329,000	355,700	385,700				
99	306,100	330,300	356,800	386,300				
100	307,300	331,600	358,000	386,800				
101	308,500	333,000	359,100	387,200				
102	309,500	333,900	360,200	387,700				
103	310,600	335,000	361,300	388,300				
104	311,600	336,200	362,500	388,800				
105	312,400	337,300	363,700	389,100				
106	313,000	338,400	364,200	389,500				
107	313,600	339,400	364,800	390,000				
108	314,300	340,500	365,400	390,300				
109	314,800	341,700	366,000	390,600				
110	315,300	342,700	366,500	391,100				
111	315,800	343,700	367,000	391,600				
112	316,400	344,600	367,500	392,100				
113	317,200	345,500	367,900	392,400				
114	317,900	346,400	368,300	392,900				
115	318,600	347,400	368,900	393,400				
116	319,300	348,400	369,400	393,900				
117	319,900	349,400	369,800	394,200				
118	320,700	349,900	370,300	394,700				
119	321,400	350,500	370,900	395,200				
120	322,200	351,100	371,400	395,700				
121	322,800	351,400	371,500	396,100				
122	323,100	351,800	372,100	396,600				
123	323,600	352,300	372,600	397,000				
124	324,100	352,700	373,000	397,500				
125	324,400	353,100	373,500	397,900				
126		353,500	374,000					
127		354,000	374,500					
128		354,400	375,000					
129		354,800	375,300					
130		355,200	375,800					
131		355,600	376,300					
132		356,000	376,800					
133		356,200	377,100					
134		356,700	377,600					
135		357,100	378,000					
136		357,400	378,400					
137		357,700	378,700					
138		358,100	379,200					
139		358,600	379,700					
140		359,100	380,200					
141		359,400	380,500					
142		359,900						
143		360,400						
144		360,900						
145		361,200						
再任用職員	241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条中「。附則第32項において「休日」という」を削る。

第17条第1項中「及び附則第30項第3号」を削り、「及び第17条の3」を「及び第17条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第17条の4及び附則第33項」を「第17条の4第2項」に改め、同条第4項中「。附則第30項第3号において同じ。」を削る。

第17条の4第1項中「及び附則第30項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第30項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」を「100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）」を「100分の42.5（特定幹部職員にあつては、100分の52.5）」に改める。

附則第30項から第33項までを削る。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「1

00分の122.5」に改め、「100分の162.5」と」の次に「
 「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加
 える。

別表第1中

「

372,000円
420,000円

」を「

373,000円
421,000円

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料 月額	147,100 円	192,700 円	228,900 円	262,000 円	288,000 円	318,500 円	362,300 円	407,700 円

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次
 のように改正する。

第10条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の1
 62.5」と、「」を「、6月に支給する場合には、100分の122.
 5、12月に支給する場合には」に、「100分の167.5」を「10
 0分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに
 附則第3項から第5項まで及び第7項の規定は、平成30年4月1日から

施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の栃木市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

- 3 栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項から第11項までを1項ずつ繰り上げる。

（栃木市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

- 4 栃木市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

（栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

- 5 栃木市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成22年栃木市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とする。

（給与の内払）

- 6 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の栃木市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成26年栃木市条例第74号。以下「平成26年改正条例」という。）

附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第7条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第7条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

- 7 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において栃木市職員の給与に関する条例第4条第4項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(規則への委任)

- 8 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員の育児休業等に関する条例（平成22年栃木市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア(イ)中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「いう。）」の次に「(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「こと」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附則中第4項から第7項までを削り、第8項を第4項とし、第9項を第5項とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例

栃木市職員厚生会に関する条例（平成22年栃木市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（栃木市職員厚生会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の栃木市職員厚生会に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の栃木市職員厚生会に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の
制定について

栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険財政調整基金条例（平成22年栃木市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号を次のように改める。

- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。

第6条第3号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

栃木市後期高齢者医療に関する条例（平成22年栃木市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同号に規定する特定住所変更」を「法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「児童発達支援をいう。以下同じ」を「児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業」を「放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」に、「同条第5項」を「同条第6項」に、「保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の2 生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第51条中「、規則第6条の7第1号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第65条第2項中「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を削る。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第7条」に、「第9条・第10条」を「第8条」に、「第11条―第61条」を「第9条―第59条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第2章第2節中第9条を第8条とし、第10条を削る。

第11条第1項中「第46条」を「第44条」に改め、第2章第3節中同条を第9条とし、第12条から第24条までを2条ずつ繰り上げる。

第25条第2項中「第23条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第23条とし、第26条から第45条までを2条ずつ繰り上げる。

第46条中「第52条」を「第50条」に改め、同条を第44条とし、第47条から第60条までを2条ずつ繰り上げる。

第61条第2項第1号中「第21条第1項」を「第19条第1項」に改め、同項第3号中「第44条」を「第42条」に改め、同項第4号中「第53条第2項」を「第51条第2項」に改め、同項第5号中「第57条第2項」を「第55条第2項」に改め、同項第6号中「第59条第2項」を「第57条第2項」に改め、同条を第59条とする。

附則第2項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、附則第3項及び第4項中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改め、附則第5項中「第9条第2項第2号キ」を「第8条第2項第2号キ」に改め、附則第6項中「第

9条第2項」を「第8条第2項」に改め、附則第7項中「第9条第2項第8号イ」を「第8条第2項第8号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障がい者支援施設については、この条例による改正後の栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第8条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

栃木市介護保険条例（平成22年栃木市条例第157号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（保険料率）

第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）

第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円

(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円

(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円

(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 57,120円

(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 67,200円

(6) 次のいずれかに該当する者 80,640円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が125

万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 87,360円

ア 合計所得金額が125万円を超え200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117,600円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 134,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 151,200円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの
(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 168,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万240円とする。

第5条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第3条第1項第6号から第10号」を「第3条第1項第6号から

第11号」に改める。

第19条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第12条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の栃木市介護保険条例の規定は、平成30年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日 提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を
「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準」を
第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並
準（第79条の2・第79条の3）
に改める。
びに人員、設備及び運営に関する基準」

第1条中「第78条の4第1項」を「第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第7条第1項第2号中「（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者であっては、3年以上）」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加

える。

(12) 介護医療院

第7条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第219条第10項」を「第219条第14項」に改める。

第15条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号」を「栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年栃木市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」に改める。

第33条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削る。

第40条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第48条第2項中「3年以上」を「1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）」に改める。

第84条中「9人」を「18人」に改める。

第86条第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第97条中「第35条中」の次に「「運営規程」とあるのは「第93条に規定する重要事項に関する規程」と、」を加える。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第79条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障がい福祉サービス等基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障がい福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第79条の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節（第79条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第71条に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第64条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第4号、第69条第5項及び第72条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第78条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第99条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第103条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニ

ット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第112条第7項」の次に「及び第219条第8項」を加える。

第112条第1項中「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第219条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「に限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項「（以下）」の次に「この章において」を加える。

第113条第3項、第114条、第133条第3項、第140条第2項及び第141条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第123条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第16条各号」に改める。

第146条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以

上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

第154条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第159条第4項中「看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上」を「看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 介護支援専門員

第166条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

第179条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型

介護老人福祉施設（第206条に規定するユニット型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第179条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第181条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第185条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周

知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第193条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第193条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第179条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第196条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第210条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第214条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次

の 1 号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第 2 1 9 条第 1 項中「(本体事業所)」を「(第 1 1 2 条第 7 項に規定する本体事業所)」に、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第 4 5 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(第 6 項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第 1 1 2 条第 7 項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 6 項中「(本体事業所)」を「(第 1 1 2 条第 7 項に規定する本体事業所)」に、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第 8 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第 7 項に次の 1 号を加える。

(5) 介護医療院

第219条中第10項を第14項とし、第9項を第12項とし、同項の次に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第227条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

第219条中第8項を第11項とし、第7項の次に次の3項を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切

に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。
第220条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。
第221条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第222条中「2.9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、1.8人）」を加え、同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に、「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては1.2人）」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第223条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつ

て、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第227条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第219条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加える。

第230条中「提供回数等の活動状況」との次に「、第117条中「第112条第12項」とあるのは「第219条第13項」と」を加える。

附則第5項中「この条及び附則第7条」を「この項及び附則第7項」に、「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第6項及び第7項中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

10 第159条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者

の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適當数

1 1 第161条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

栃木市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第10条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第45条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「に限る。）」の次に「又は介護医療院」を加える。

第46条第3項、第47条、第61条第3項、第73条第2項及び第74条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第79条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第84条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正をする条例

栃木市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年栃木市条例第58号）を次のように改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第6条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第30条第2項第2号エ中「第32条第15号」を「第32条第16号」

に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第17号」に改める。

第32条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条中第28号を第30号とし、第22号から第27号までを2号ずつ繰り下げ、同条第21号中「以下」を「次号及び第24号において」に改め、同号を同条第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第32条中第20号を第21号とし、第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市農業振興むらづくり施設条例の一部を改正する条例

栃木市農業振興むらづくり施設条例（平成26年栃木市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表栃木市小野寺農産物加工販売センターの項及び栃木市静和ふれあいの郷センターの項を削る。

別表第1 栃木市岩舟農村環境改善センターの項中「(以下「休日」という。)」を削り、同表栃木市小野寺農産物加工販売センターの項及び栃木市静和ふれあいの郷センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準
を定める条例の一部を改正する条例

栃木市都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置の基準を定める
条例（平成24年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第1項」の次に「並びに都市公園法施行令（昭和31年
政令第290号。以下「政令」という。）第8条第1項」を加える。

第2条中「都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」
という。）」を「政令」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第7条 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例

栃木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成22年
栃木市条例第200号）の一部を次のように改正する。

別表第1 栃木駅南部地区整備計画区域の項中「小山栃木都市計画栃木駅南
部地区地区計画」を「小山栃木都市計画栃木駅南部地区計画」に改め、同表
静戸中央西地区整備計画区域の項中「小山栃木都市計画静戸中央西地区地区
計画」を「小山栃木都市計画静戸中央西地区計画」に改め、同表に次のよう
に加える。

大田和東地区 整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された小山栃木 都市計画大田和東地区計画の区域のうち、地区整備計画が定 められた区域
------------------	--

別表第2 惣社東産業団地地区整備計画区域の項中「別表第2（を）項第4
号から第8号まで」を「別表第2（わ）項第4号から第8号まで」に、「別
表第2（を）項第4号」を「別表第2（わ）項第4号」に改め、同表大平み
ずほ企業団地地区整備計画区域の項中「別表第2（を）項」を「別表第2（わ）
項」に改め、同表JR大平下駅前地区整備計画区域の項及び下皆川・富田地
区整備計画区域の項中「別表第2（る）項第3号」を「別表第2（を）項第
3号」に、「別表第2（を）項第4号」を「別表第2（わ）項第4号」に改
め、同表中根産業団地地区整備計画区域の項中「別表第2（ぬ）項第1号（一）
から（二十四）まで」を「別表第2（る）項第1号（一）から（二十四）ま
で」に、「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項第2号」に改め、

同表都賀インターチェンジ北地区整備計画区域の項中「別表第2（ぬ）項第1号」を「別表第2（る）項第1号」に、「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項第2号」に改め、同表静戸中央西地区整備計画区域の項中「別表第2（ぬ）項第1号」を「別表第2（る）項第1号」に、「別表第2（ぬ）項第2号」を「別表第2（る）項第2号」に、「地盤面からの」を「地盤面から」に改め、同表に次のように加える。

大田 和東 地区 整備 計画 区域	全地 区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 工場（ただし、法別表第 2（る）項第1号に掲げる ものを除く。） (2) 倉庫（ただし、法別表第 2（る）項第2号に掲げる ものを除く。） (3) 事務所 (4) 車庫 (5) 前各号の建築物に附属 するもの			1, 地区境界線及び 00 道路境界線までから1 0平の距離は2メー0メー 方メートル以上とし、隣 ト地境界線までの下とす ル 距離は1メート ル以上とする。	地盤面 から1 0メー トル以 上とす る。
----------------------------------	---------	--	--	--	---	---------------------------------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する
条例の制定について

栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

栃木環状線沿道サービス特別用途地区建築条例（平成22年栃木市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第48条第10項」を「第48条第11項」に改める。

第3条第5号中「第137条の18第2項第1号」を「第137条の19第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（平成23年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	156,300
2	157,800
3	159,300
4	160,800
5	162,500
6	164,400
7	166,200
8	168,000
9	169,800
10	171,900
11	173,900
12	175,900
13	177,900
14	180,100
15	182,300
16	184,500
17	186,800
18	189,400

19	191,900
20	194,400
21	196,900
22	198,600
23	200,300
24	202,000
25	203,500
26	205,100
27	206,700
28	208,200
29	209,900
30	211,600
31	213,300
32	215,000
33	216,500
34	218,200
35	219,900
36	221,600
37	223,100
38	224,800
39	226,500
40	228,200
41	229,800
42	231,500
43	233,100
44	234,700
45	236,400
46	237,900
47	239,200
48	240,600
49	242,000
50	243,400
51	244,900
52	246,100

53	247,200
54	248,600
55	249,800
56	251,000
57	252,200
58	253,400
59	254,500
60	255,700
61	257,100
62	258,300
63	259,500
64	260,400
65	261,400
66	262,800
67	264,200
68	265,700
69	267,300
70	268,800
71	270,300
72	271,700
73	272,700
74	273,900
75	275,200
76	276,400
77	277,700

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定
について

栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定
するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

栃木市コミュニティセンター条例（平成22年栃木市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第15条を第19条とし、第14条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、コミュニティセンターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にコミュニティセンターの管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) コミュニティセンターの維持管理に関する業務
- (2) コミュニティセンターの利用の承認及び制限に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、第3条及び第4条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第3条に規定する開館時間を変更し、又は第4条に規定する休館日を変更することができる。

3 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条から第8条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正にコミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(利用料金の收受)

第18条 市長は、第15条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において適当と認めるときは、コミュニティセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができるものとする。

2 指定管理者は、第6条第1項に規定する利用については別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金の額を定めることができる。

3 利用料金を指定管理者に收受させる場合における第9条から第11条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条及び第11条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

附則に次の1項を加える。

(指定管理者による管理を行う場合の経過措置)

3 第15条の規定により指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる場合において、当該管理を行わせる最初の日の前日までになされた利用の申請、利用の承認その他の行為は、指定管理者になされた利用の申請、指定管理者が行った利用の承認その他の行為とみなす。

別表中「(第9条関係)」を「(第9条、第18条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日 提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成22年栃木市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6万200円」を「6万4,500円」に改める。

第4条第2号ウ中「1万1,700円」を「1万2,500円」に改める。

第12条中「7円30銭」を「7円51銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市議会議員及び栃木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

栃木市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市職員定数条例の一部を改正する条例

栃木市職員定数条例（平成22年栃木市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,495人」を「1,504人」に改め、同項第8号中「1,95人」を「204人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第1中39の項を41の項とし、32の項から38の項までを2項ずつ繰り下げ、31の項の次に次の2項を加える。

32 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	1件につき 33,900円
33 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	1件につき 15,000円

別表第2の10の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表の13の項、14の項、20の項、23の項及び24の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の26の項中「第68条の4第1項」を「第68条の4」に改め、同表の29の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表の40の項中「第115条第1項」を「第116条第1項」に改める。

別表第4の2の項の2のウ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同項の2のエ中「830,000円」を「880,000円」に、

「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同項の2のうち「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に改め、同項の2のうち「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表の6の項の1のうち「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項の1のエ中「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」

に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項の1のオ中「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表の7の項のア中「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同項のイ中「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

小山栃木都市計画事業千塚町上川原土地区画整理事業施行に関する条例（平成26年栃木市条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例の制定について

栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市ルネッサンスセンター条例を廃止する条例

栃木市ルネッサンスセンター条例（平成26年栃木市条例第13号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき
議員の数を定める条例を廃止する条例の制定について

栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を
定める条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき
議員の数を定める条例を廃止する条例

栃木市議会議員の選挙区の設置及び選挙区において選挙すべき議員の数を
定める条例（平成25年栃木市条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月25日から施行する。

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道として認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木俊美

その他路線

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道 13483 号線	大宮町	大宮町	
市道 13484 号線	大宮町	大宮町	
市道 13485 号線	大宮町	大宮町	
市道 13486 号線	大宮町	大宮町	
市道 13487 号線	平柳町 3 丁目	平柳町 3 丁目	
市道 13488 号線	大塚町	惣社町	
市道 21211 号線	大平町川連	大平町川連	
市道 21212 号線	大平町川連	大平町川連	
市道 21213 号線	大平町川連	大平町川連	
市道 21214 号線	大平町川連	大平町川連	

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

道路の種類 市道

2級市道

路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地
市道2068号線	旧	岩舟町小野寺	岩舟町小野寺	
	新	岩舟町小野寺	岩舟町小野寺	
市道2069号線	旧	岩舟町小野寺	岩舟町小野寺	
	新	岩舟町小野寺	岩舟町小野寺	
市道2096号線	旧	大平町富田	岩舟町和泉	
	新	岩舟町静和	岩舟町和泉	

その他路線

路線名	旧新別	起 点	終 点	重要な経過地
市道21039号線	旧	大平町川連	大平町川連	
	新	大平町川連	大平町川連	
市道33032号線	旧	藤岡町藤岡	藤岡町藤岡	
	新	藤岡町藤岡	藤岡町藤岡	
市道34004号線	旧	藤岡町部屋	藤岡町帯刀	
	新	藤岡町部屋	藤岡町帯刀	

財産の取得について

道の駅にしかた事業用地として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田	6,764㎡	栃木市西方町元 字長塚369番1 他3筆

- 2 取得の方法 随意契約による買い入れ
- 3 取得予定価格 92,666,800円
- 4 取得相手 栃木市西方町地内居住者 他3名

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市総合運動公園
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 栃木市野中町553番地
名称 株式会社メディカルフィットネスとちの木
代表者 代表取締役 早乙女 勇
- 3 指定期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市藤岡町部屋1126番地

氏 名 神原 良明

生年月日 昭和22年2月11日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市錦町8番5号

氏 名 渡沼 康子

生年月日 昭和29年8月4日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 30 年 2 月 19 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

住 所 栃木市都賀町家中 2726 番地

氏 名 加茂 律子

生年月日 昭和 33 年 9 月 8 日

認定第1号

平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入
歳出決算の認定について

平成29年度栃木県南公設地方卸売市場事務組合一般会計歳入歳出決算に
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に
より議会の認定を求める。

平成30年2月19日提出

栃木市長 鈴木俊美